

## 第 2 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 5 年 8 月 7 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について

第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 2 番 小島 佳剛
1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之		

#### （欠席委員）

#### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修 北村 嘉朗

#### （事務局）

澤田 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託）

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>本定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 4 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、田中推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、社会長職務代理者と私でした。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 及び 2 につきましては、既に薪用の資材置場兼作業場として利用されており、顛末書が提出されております。</p> <p>番号 2 についてですが、昭和 5 3 年 3 月頃、所有者の祖父が農地法を知らずに建物を新築した経過があり、その後、同建物を取り壊したうえで、現所有者が令和元年 1 0 月頃から番号 1 及び 2 を薪置場兼作業場として利用しているもので、造成工事等は行われていません。</p> <p>本件につきましては、事後の許可申請であることから許可権者の京都府と対応を確認したうえで、申請を受理しています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、社会長職務代理者より現地調査の報告をお願いします。</p>
社会長職務代理者	<p>報告します。去る 7 月 2 5 日、事務局の案内で吉田会長と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の西笠取                      及び                      並びに番号 2 の西笠取                      の利用状況</p>

	<p>につきましては、地図番号 1 の一部が不作付地になっており、その他はキャンプ用の薪を作る作業場と資材置場になっていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
北浦委員	<p>昔、もともとは梅を栽培しておられました。今は                      の経営者さんが買われ、薪を置いたりされています。</p>
議長	<p>買われた方が、転用申請せずに薪置場にされたということですね。</p>
中林委員	<p>買われたのはいつ頃になりますか。</p>
次長	<p>先代が昭和 52 年に購入されています。その後、相続があって今の代になりました。番号 1 はお父さん、番号 2 は息子さんで親子関係と聞いています。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 から 3 につきましては、農地中間管理事業ではない、利用権の更新で、期間は令和 15 年 9 月 30 日までの 10 年間となります。</p> <p>借人は、昨年から新規就農者として当該農地を借り受け、耕作を継続されています。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>社会長職務代理者</p>	<p>続きます、社会長職務代理者より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で吉田会長と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町の利用状況につきましては、インゲン豆やカボチャが作付けされており、雑草がとても繁茂していました。</p> <p>番号2の小倉町の利用状況につきましては、オクラや里芋が作付けされており、こちらも雑草がとても繁茂していました。</p> <p>番号3の小倉町の利用状況につきましては、キャベツの収穫後の状態で、こちらも雑草がとても繁茂していました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。</p> <p>雨がいないというものの、どこも雑草だらけになっていますね。当該地だけでなく、皆さんのところもそうだと思います。</p> <p>本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きます、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、貸店舗用地を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>番号2及び3につきましては、同一所有者による転用ですが、番号2については、既に昭和59年頃、住宅が建築されており、顛末書が提出されております。</p>

	<p>番号 3 につきましては、共同住宅 4 戸分を整備するための転用で、土留め擁壁で区画し、雨水は東側道路側溝へ排水されます。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」一括して 6 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 から 3 につきましては、同一譲受人による老人ホーム建設のための転用で、雨水は東側道路側溝へ排水されます。</p> <p>番号 4 につきましては、共同住宅 2 7 戸分を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>番号 5 及び 6 につきましては、同一の譲渡人及び譲受人によるものです。番号 5 につきましては、貸倉庫 2 棟分を整備するための転用で、コンクリートブロック擁壁を設置し、雨水は既設水路へ排水されます。</p> <p>番号 6 につきましては、分譲住宅地 1 2 戸分を整備するための転用で、同じくコンクリートブロック擁壁を設置し、雨水は既設水路へ排水されます。</p> <p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	かなりの件数が既に不作付地ですが、いくつか生産緑地だったように思います。現行制度では生緑の表記がなくなるんですか。
局 長	報告にあがってくる段階では、既に行為制限が解除されておりますので、生産緑地の土地はありません。
水谷推進委員	特定生産緑地があったら、そのときだけ表記されるんですか。
局 長	基本的に、転用で生産緑地は出てきません。
水谷推進委員	既に生緑解除されたなら良いですが、こないだまで生産緑地だったところも不

	作付地なんですね。
局長	第1号報告の番号2以外はすべて生緑解除されたところです。
水谷推進委員	顛末書が出ている土地は、以前から生産緑地外ということですね。
議長	委員に転用届のお知らせは送っていますか。
局長	該当の委員さんには送っております。
議長	そんなにたくさん生産緑地解除されたんでしょうか。全体から見てそこまで解除されていないように思います。
水谷推進委員	かなりの件数だと思います。これから転用が出てくると思います。
議長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後1時50分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_